

一般社団法人東京都トラック協会 国民保護業務計画

平成19年7月 制 定

第1章 総則

第1条 計画の目的

この計画は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が、武力攻撃事態又は緊急処理事態において実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に必要な事項を定め、東京都の要請に基づく緊急物資の輸送を通じて、地域住民の安全確保並びに被災地の速やかな復旧・復興と民生安定に寄与することを目的とする。

第2条 計画の性格

この計画は、東京都の国民保護計画における東ト協の役割を円滑に遂行するための基本的大綱を定めるものである。

第3条 計画の見直し

この計画は適時検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、関係機関に報告する。なお、軽微な変更については、この限りではない。

第4条 業務の掌握

この計画推進のための事務は、東ト協の事務局においてこれを行う。

第2章 平常時計画

第5条 国民保護知識普及計画

平常時から東ト協関係者の国民保護措置に必要な知識の普及、意識の向上を図る。また、東ト協が指定地方公共機関の一員として果す役割等についての広報に努める。

第6条 訓練計画

国民保護活動を円滑に遂行するため、輸送、参集、通信連絡等の訓練活動を通じて業務の習熟に努める。

第7条 車両整備計画

緊急時出動車両台数をあらかじめ登録しておくと同時に、登録された各事業者は常に出動できるよう、車両の点検・整備の励行と性能の向上に努める。

第8条 備蓄資機材整備計画

国民保護措置の実施に必要な資機材を整備する。また、燃料、車両部品、その他輸送のための必要資機材等の配備に努める。

第9条 情報通信連絡体制整備計画

国民保護措置の実施に基づく緊急輸送を実施するために必要な情報収集・伝達・管理体制を計画的に整備確立する。

第10条 特殊標章等管理計画

東京都知事があらかじめ特殊標章の使用の許可を行う場合で、あらかじめ特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、東京都知事に対して申請を行い、適切に管理を行う。

第3章 武力攻撃事態等発生時応急対応計画

第11条 活動態勢

東京都に「東京都国民保護対策本部」（以下、「都対策本部」という。）が設置された場合、東ト協は、緊急輸送対策本部を設置し、武力攻撃事態等応急対応に従事する職員を配置する。このため、東ト協は、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を別に定めるものとする。

第12条 関係機関との協力計画

国民保護活動に関し、平素から関係機関と協議し、協力体制の整備に努める。

第13条 情報連絡活動

東ト協内部及び関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡の迅速かつ円滑な運用に努める。

第14条 輸送計画

車両調達計画、出動計画、車両・人員待機計画を作成し、車両の迅速かつ円滑な調達に努める。

2 都対策本部長の総合調整等

- ① 都知事からの輸送の求めに応じられないような場合、都対策本部長による総合調整が行われることがあるが、この場合、東ト協が行う輸送の方法等は、安全の確保に十分に配慮されていることを前提とし、自主的に判断する。
- ② 都対策本部長による総合調整が行われる場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。また、その際、必要に応じて意見を述べる。
- ③ 都知事から緊急物資の輸送等に関し指示が行われた場合には、安全が確保されていることを前提に、所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

3 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、東京都知事の許可に基づき適切に使用する。

第15条 燃料・資機材等調達計画

燃料、資機材等の調達場所、調達手続き等の計画を策定し、緊急輸送の確実な実施に努める。

第4章 残務対応計画

第16条 業務従事者の武力攻撃事態補償計画

緊急輸送に関わる業務に従事している東ト協関係職員が事故・災害を蒙った場合の補償についての計画を作成するものとする。

第17条 各種費用の清算計画

緊急輸送に関わる各種費用の清算項目、清算基準、清算手続き等についての計画を作成するものとする。

第5章 緊急対処保護措置

第18条

第3章から第4章までの規定（特殊標章等に関する規定を除く。）については、緊急対処保護措置について準用する。